

グループホーム夢ふうせん美山 指定認知症対応型共同生活介護  
及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社エムリンクが設置するグループホーム夢ふうせん美山（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、要介護状態であつて認知症である利用者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、要支援状態であつて認知症である利用者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業を提供するにあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- 7 事業所は、利用者、利用者の家族、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議(協議会)を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、活動状況を報告し評価を受けると共に、要望や助言等を聞く機会を設ける。

- 8 事業所の運営に当たって、自己評価及び外部評価を実施すると共に、報告、要望、助言等の記録を作成し、それを公表する。
- 9 事業の提供の終了に際しては、必要に応じ利用者又はその家族及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム夢ふうせん美山
- (2) 所在地 北見市美山町南8丁目39番地80

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 介護支援専門員 1名  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 8名以上（常勤4名以上、非常勤3名以上）  
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は9名（1ユニット）とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 事業所で行う事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況に応じた、入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- (2) 日常生活の中での機能訓練（調理その他の家事等を利用者と共同で行う）
- (3) 日常生活上の世話（趣味・嗜好に応じた活動の支援や日常生活上必要な行政手続の代行、社会生活を営む地域社会の一員として活動するための支援、知人や家族との交流の機会の確保）
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に介護計画を作成し利用者に交付するものとする。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての把握、評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
  - (1) 家賃（入退居時の家賃は15日を基準に全額若しくは半額の金額とする）
  - (2) 食材費
  - (3) 水道光熱費（月の途中における入退居時については日割り計算とする）
  - (4) 冷暖房費（月の途中における入退居時については日割り計算とする）
  - (5) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担する事が適当と認められるものの実費について徴収する。
- 3 利用料やその他の費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文章により説明した上で、同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 要介護（要支援2）者であって認知症の状態にあり、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の恐れがないこと。
- (3) 常時医療機関において、治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居の際には、利用者及び家族の意向を踏まえた上で退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助を行うとともに、居宅介護支援事業所や保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。
4. 利用者が医療機関に入院する必要が生じたとき、医師により2ヶ月以内の退院が

明らかに見込まれないと判断された場合には、利用者及び家族と協議し退所となる。  
(感染症予防及びまん延防止と衛生管理等)

第 11 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

2、事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者家族に連絡するとともに、北見市の事故対応ガイダンスに則って事故報告等必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 事業所は、利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するため以下のとおりとする。

- (1) 従業者は、利用者の安全確保に努めるものとする。
- (2) 防火管理者を選任する。
- (3) 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- (4) 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回定期的に避難及び救出その他の必要な訓練を行う。
- (5) 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、

利用者及び家族に対する説明、記録の整備など必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報保護)

第16条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第18条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

- 2 事業所は身体拘束の適正化を図る為に、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

- (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的  
に実施する。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との  
連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 事業所は、事業提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、  
本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有す  
る者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）  
を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所の  
サービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに  
運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに  
に当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に  
実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、  
当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修  
及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の  
変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われ  
る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な  
範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止す  
るための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専  
門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その  
他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた  
めに必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、  
業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年8回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 3 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備するとともに、北見市の条例に定める期間、該当記録を保存するものとする。
- 6 適切な事業を提供するために、北見市が行う調査に協力するとともに、北見市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムリンクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規定は、平成20年10月 1日から施行する。
- この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成21年 8月 1日から施行する。
- この規定は、平成23年11月12日から施行する。
- この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 7月21日から施行する。
- この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。